

那珂市民の皆様へ
那珂市こども家庭センター設置についてのお知らせ

令和6年4月1日から、那珂市の全ての妊産婦と子育て世代、子どもへの支援体制を、より**充実・強化**するために、母子保健と児童福祉の相談部門が一体化され、**こども家庭センター**が設置されます。

<イメージ図>

母子保健

子育て世代包括支援センターの機能
(妊産婦や乳幼児とその保護者を支援)
※総合保健福祉センターひだまり健康推進課
及び那珂市役所こども課内にあります。

児童福祉

子ども家庭総合支援拠点の機能
(虐待や貧困など問題を抱えたすべて
の子ども、保護者及び妊産婦を支援)
※那珂市役所こども課内にあります。

一 体 化



こども家庭センター

※こども家庭センターは、市役所こども課内に設置されますが、これまでどおり、**母子保健に関する事項**は**総合保健福祉センターひだまり**、**児童福祉に関する事項**は**市役所こども課**で相談できます。

～こども家庭センターは、母子保健部門と児童福祉部門の連携を強化し、市民の皆様の妊娠時から、お子様が成人するまでの子育て期間を、切れ目なく支えます～



こども家庭センターでは、こんな相談ができます

妊娠期

- ・予期せぬ妊娠で、誰にも相談できず困っている。
- ・妊娠したことをパートナーに話したが、力になってくれない。
- ・初めての妊娠なので不安。



出産後

- ・赤ちゃんのお世話が上手にできない。
- ・おっぱいが足りているか不安。
- ・赤ちゃんのお世話で家事に手が回らない、どうしよう…。
- ・眠れない。赤ちゃんと一緒に昼寝をすることもままならない…。



子育て期

- ・子育てがつらい。
- ・身近に助けてくれる人がいない。
- ・イライラして子どもにあたってしまう。
- ・子どもをたたいてしまった。



学齢期

- ・子どもの情緒が不安定。
- ・言うことをきいてくれないので、たたいてしまいそう。
- ・学校に行かず、家でゲームばかりしている。



若者期

- ・学校をやめてしまい、家に引きこもっている。
- ・昼夜逆転の生活で外出をほとんどしない。



～その他、こんな相談も受け付けています～

- ・離婚相談をしたい。
- ・親から虐待を受けている。
- ・夫や同居人、子供からDVを受けている。
- ・自分はヤングケアラーではないか？

<ひとり親の方>

- ・就労のことを相談したい。
- ・資格を取って生活を安定させたい。
- ・母子寡婦福祉会の貸付について知りたい。

<連絡先>那珂市こども家庭センター

☎ 029-229-3511 (こども課内担当)

☎ 029-212-5572 (ひだまり内担当)

☎ 080-1247-9763 (直通携帯)

